## 医療情報取得加算に係る掲示

◇当院では、厚生労働省が進めるオンライン資格確認を導入しています。

■オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップ、もしくは健康保険証の記号番号などによりオンライン上で医療保険の資格情報を確認することです。

院内に設置してあるカードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機 関の受付における手続きもスムーズになります。

- ■事前に患者さんご自身でマイナンバーカードのオンライン資格確認の利用申請をしていただくか、ご来院時に利用申請をしていただくことでご利用いただけます。
- ■また、マイナンバーカードをお持ちであれば、患者さんの同意により、保険者に申請していただかなくても、当院で限度額適用認定証等の情報が得られるようになり、限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり健康保険証を使った受診が可能です。

### 医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示

入院基本料に関する事項

◇当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ■オンライン請求を行っております。
- ■オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して 診療を実施しております。
- ■マイナ保険証の利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を 提供できるように取り組んでおります。
- ■今後、電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用した 医療 DX にかかる取り組みを予定しております。

# 在宅医療 DX 情報活用加算に係る掲示

◇当院は、在宅医療 DX 情報活用体制について、下記の整備を行っています。

- ■オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ■居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を 取得及び活用できる体制を有しています。
- ■電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ■電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- ■在宅医療 DX 情報活用加算の算定(令和 6 年 6 月から)

国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。

在宅患者訪問診療料(I)の1、在宅患者訪問診療料(I)の2、在宅患者訪問診療料(II)及び在宅がん医療総合診療料 10点

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力を

お願いいたします。

# 在宅医療情報連携加算に係る掲示

◇当院は、在宅医療情報連携加算体制について、以下の整備を行っています。

■患者さん同意の上、状況に応じて以下の連携する保険医療機関・介護施設等(以下、「連携機関」という)との間において ICT ツールで患者さまの診療情報等を共有して常時確認することができる連携体制をとっています。

#### 【連携機関】

訪問看護ステーション あいおい 訪問看護ステーション あいおい 24 ナースエコー訪問看護ステーション ナースエコーケアプランセンター ケンエイ薬局

在宅医療情報連携加算の算定(令和6年6月から)

■国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。 在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅がん医療総合診療料 100 点

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力を お願いいたします。

## 生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る掲示

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名(サイン)を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上の長期の投薬を行う場合が ございます。